

本日、県から本市に対して新型コロナウイルス感染症「特別警報」が発出され、市内全域の飲食店に対する営業時間短縮の要請を行うことが決定されました。要請期間については、4月21日から5月9日の19日間で、午後9時までの営業時間短縮をお願いし、対象店舗については、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等が対象となります。

現在、関西圏や首都圏などで再び感染が急拡大していますが、県の対策本部会議において専門家の皆さまからは、現在の新潟市の感染拡大のスピードを考慮すると感染爆発に近い状態であることや、これ以上感染者が増加すれば医療がひっ迫し、3次救急などの高度医療提供体制にも支障をきたすなどの意見が出されるなど、本市の感染状況は危険水域であり、感染拡大を何としてもここで封じ込めなければなりません。

この度、一段強い措置を講じることになりましたが、午後9時以降営業している飲食店の皆さまには、本市の感染拡大防止のため、営業時間短縮の要請にご理解とご協力をお願いします。

最近の感染状況では、飲食店に限らず、自宅などにおいてもお酒を伴った飲食の機会に起因する感染が目立っており、さらにその後、職場や家族内感染へと広がる例が多くみられます。

年度替わりの時期で、大学や会社などにおいて人の動きが活発になっており、さらに、これから大型連休を迎え人の流れが増える時期になります。

市民の皆さまには、マスク着用の徹底、手指消毒や3密回避の徹底に加え、飲食の際は、大人数や長時間の利用は避け、会話する際はマスクを着用すること、職場や家庭内において「ウイルスをうつさない」という意識を強く持った行動をお願いします。

感染拡大を防ぐためには、お一人おひとりが感染防止対策の徹底を意識し継続していくことが重要となります。皆さまのご理解とご協力をなにとぞお願いします。